

# 令和7年度横浜市猫の不妊去勢手術推進事業



## 補助を希望する市民の皆様へ

飼い主のいない猫を増やさないために、  
**令和7年3月1日(土)以降**に手術をした猫の  
不妊去勢手術費用の一部を横浜市が補助します。

令和7年度から  
手順に変更が  
あります！



- 補助頭数: 2,500頭程度
- 補助金額: 1頭につき5,000円(ただし手術費用が5,000円未満の場合は支払った額)  
※年末年始や申請が集中する時期は、手続きに時間がかかる場合があります。
- 対象者: 横浜市民および市内の自治会・町内会(手術実施病院の院長を除く)
- 対象動物: 対象手術期間内に登録動物病院で不妊去勢手術をした、横浜市内に生息する飼い主のいない猫  
※手術中の耳カットが条件となります。
- 対象手術期間: 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土) 期間内に実施終了していること。
- 申請受付期間: 令和7年5月7日(水)～令和8年3月5日(木) **手術月ごとの締切日あり。**  
※手術を実施した翌月15日(15日が区役所の閉庁日の場合は、翌開庁日)が申請締切日になります。  
ただし、令和7年3月～5月に実施した手術は**5月7日～6月16日**の期間内までに、  
令和8年2月1日～2月28日に実施した手術は**3月5日**までに申請してください。

**！！ご注意！！ 本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。**

- 申請場所・開庁日時: 横浜市内18区の福祉保健センター生活衛生課(月～金)、または  
横浜市動物愛護センター(月～土)の窓口。いずれも祝日と年末年始を除く、8:45～17:00。  
※郵送、FAX、電子メールでの申請はできませんのでご注意ください。

### 申請時に必要な物

- 申請書兼手術実施報告書(正本1通・コピー1通)**: 申請手続を委任する場合は、氏名の横に押印が必要です。
- 申請金額内訳書(1通)**: 2頭以上申請の場合に必要です。
- 委任状**: 代理人申請の場合に必要です。申請書と同じ朱肉印による押印が必要です。
- 登録動物病院発行の手術実施証明書(原本)**: 以下の手順で書類を作成してください。  
①手術実施証明書様式を入手し、申請者の住所、氏名、電話番号、対象猫の毛色・柄と捕獲場所を記入しておく。  
②手術時に動物病院に提出。  
③手術後、動物病院記載済の証明書として発行してもらう。  
④同時に申請するすべての猫で連番となるように、猫の個体NO.を記入する。
- 登録動物病院発行の領収書(原本とコピー1通)**: 必要事項の記載(発行日、手術実施日、猫の性別、1頭ごとの手術金額、動物病院名、動物病院の所在地)があること。  
※あて名が申請者のフルネームで誤りがないことを、領収書受領時に必ず確認してください。
- 対象猫のカラー写真**: L版(8.9×12.7cm)以上の大きさのものを1枚以上用意してください。  
(1枚の写真では特徴が不明瞭な場合、複数枚の提出も可。普通紙への直接印刷も可)。  
※手術後の耳カットした頭部全体、顔や体の毛色・柄など個体全体の特徴が確認できること。
- 本人確認書類(原本)**: 現住所の記載がある公的機関発行のもの(パスポート不可)。  
※代理人申請の場合、申請者の本人確認書類(原本かコピー)と代理人の本人確認書類(原本)が必要です(代理人は横浜市民でなくても可)。
- 通帳やキャッシュカード等(コピー可)**: 口座番号等の確認のために窓口で提示してください。

確実な振込み  
のためお願い  
をしています。

各種申請書類、登録動物病院名簿及び申し込み状況は横浜市動物愛護センターのホームページに掲載しています。

ホームページURL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/hiyojosei/castration.html>

ホームページQRコード →



お問合せは、横浜市動物愛護センター(TEL 045-471-2111) または市内各区の生活衛生課まで

# 令和7年度横浜市猫の不妊去勢手術推進事業

## 申請の流れ

1 登録動物病院名簿から、不妊去勢手術を実施する動物病院を選びます。

事前に必ず電話で手術の予約をしてください。※横浜市の補助金を申請することもお伝えください。

↓ 登録動物病院名簿は、横浜市動物愛護センターのホームページ等で確認できます。

2 手術実施証明書を入手し、あらかじめ申請者記載事項を記入したものを不妊去勢手術実施時に登録動物病院に提出してください。

↓ 申請時に必要な書類は、市内18区の福祉保健センター生活衛生課窓口など他、横浜市動物愛護センターのホームページからもダウンロードできます。

3 登録動物病院で不妊去勢手術と耳カットを実施し、術後に動物病院記載済の手術実施証明書と領収書を発行してもらってください。

↓ 手術実施証明書に猫の個体NO.を記入し、領収書はコピーを1通用意してください。

4 手術後の耳カットと、対象猫の特徴が確認できるカラー写真を撮ってください。

※手術後の写真撮影が難しい場合は、動物病院の先生にご相談ください。

↓

5 申請書類を揃え、市内18区の生活衛生課または横浜市動物愛護センター窓口で申請してください。

申請書類等、申請時に必要なものは、このちらしのおもて面をご参照ください。

※申請書の控えは申請日の翌年から5年間保管してください。

↓ 1か月程度

6 横浜市動物愛護センターから申請者様あてに、「補助金交付決定通知兼額確定通知書及び猫の不妊去勢手術補助金交付請求書（または「補助金不交付決定通知書」）を封書で郵送します。

↓

7 猫の不妊去勢手術補助金交付請求書に請求年月日を記入し、郵送で送り返してください。

↓ 1か月程度

8 申請者様の口座に、横浜市から補助金が振込まれます。

## 写真の例

※手術後の耳カットと個体全体の特徴がわかること。

耳カット



1枚で提出

耳カット



1頭分を2枚で提出

個体全体の特徴



お問合せは、横浜市動物愛護センター（TEL 045-471-2111）または市内各区の生活衛生課まで

R7.3

※ 本事業は令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とするものです。予算の議決がなされない時は、本事業は成立しません。